

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会（第1回～第4回） 議事要旨

【第1回】

1. 日 時：令和3年6月7日（月）15時00分～16時30分

2. 場 所：WEB会議

3. 出席者

○構成団体

【放送事業者関係】

日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者関係】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本ネットクリエイター協会、協同組合日本俳優連合

○構成員

内山構成員、奥邸構成員、河野構成員、菅構成員、前田構成員

○事務局

文化庁 出倉審議官、吉田著作権課長、小倉著作権課課長補佐、伊藤著作権課専門官
総務省 三島情報通信作品振興課長、市川情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) 「ガイドライン（たたき台（案））」について
- (2) その他

5. 構成団体及び構成員からの主な意見

【ガイドライン（たたき台（案））の記載について】

（総論について）

- 全体的に、権利者の懸念に配慮しつつ、放送事業者の事情もくみ取った丁寧な内容である。
- 集中管理されていない権利者にも大きな影響が及ぶので周知を含めしっかり検討すべき。また、ガイドラインは、実態に即して臨機応変に運用できるようにすべき。
- ガイドラインの検討に当たっては、これまでの原則と同様に契約で処理すべき部分と許諾推定規定で権利処理の円滑化を図る部分の濃淡を付けるべき。

- 現場の慣行を後押しするものがガイドラインであり、これに関連する論点を主、それ以外の補助的な論点を従として議論していくといいのではないか。

(各論について)

- 衛星放送の放送同時配信等を行うプラットフォームもガイドラインの対象となることを明確化してほしい。
- P 2 の 2 ポツ目、「原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結することが望ましい」との記載については当然のことであり、「望ましい」より、「必要である」といった強い表現にしてほしい。
- 書面による契約の締結については、実態に照らして柔軟な運用が可能となるようにガイドラインを策定してほしい。
- 書面による契約を求めるかについては、世の中のデジタル化の流れを踏まえて、これから紛争が起きないように留意しつつ、紙未満口頭約束以上で方策を検討してはどうか。
- 放送同時配信等の実施状況の公表については、一つの方法だけを指定するのではなく、柔軟に対応してほしい。
- 放送同時配信等の実施状況の公表については、リンクを張ることで文化庁のホームページに集約すると便利だろう。情報の公開という趣旨を生かした制度設計をすべき。
- 配信を含んだ具体的契約を事前にできないまま同時配信も行った場合、事後的に同時配信の契約を追加することを基本としてほしい。
- ガイドラインの周知は、昨今のテレビ離れ・活字離れの状況に鑑み、インターネットを使うことが大事。
- Q&Aを作ることありきで検討するのではなく、ガイドラインの中身を見て判断するべき。作成するとしたら、今後複雑な問題が発生した場合にそれをフォローする内容とするべき。

【許諾推定規定に関する全般的なことについて】

- NHKでは、NHKプラスでの利用について、原則として別途同時配信等の許諾を得ることを励行しているので、権利者団体の管理する著作物等を利用する場合は、許諾推定規定を使うことはほとんどないだろう。ただし、ニュース取材等の過程で視聴者の方から映像の提供を受ける場合などでは、推定規定が有効な場面もあると思われる。

- 許諾の推定は、契約の当事者の力関係が色濃く反映されるので、要件はかなり厳格にしないと、実演家が非常に辛い目を見る可能性がある。また、契約を徹底する慣行ができるていない環境で許諾を推定することについて、十分に議論をしてもらいたい。
- 写真については、大手の素材提供会社のものは契約で権利処理ができている。過去の番組で使用したものや一般の方から投稿されたものなど、契約が曖昧なものの使用に際してトラブルが起こっており、手当てが必要だと認識している。
- 著作物の利活用は、出版社も望むところで協力を惜しまないが、著作物の利活用はあくまで契約ベースで行われるべきだということを大原則としてもらいたい。
- 対価の支払いを免れるために許諾推定規定が利用されるようなことだけはあってはならない。
- 円滑な権利処理の前提として、利用したい媒体を漏れなく申告してもらうことが原則で、許諾推定規定が働くのは非常に限定的な場合であるという点は確認したい。
- 許諾に際してプラットフォーム上で意思表示を行うという仕組みを構築することも考えられる。

【第2回】

1. 日 時：令和3年6月28日（月）15時00分～17時00分

2. 場 所：WEB会議

3. 出席者

- 構成団体

【放送事業者関係】

日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者関係】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本ネットクリエイター協会、協同組合日本俳優連合

- 構成員

内山構成員、奥畠構成員、河野構成員、前田構成員

○事務局

文化庁 出倉審議官、吉田著作権課長、小倉著作権課課長補佐、伊藤著作権課専門官
総務省 三島情報通信作品振興課長、市川情報通信作品振興課課長補佐

○ヒアリング団体

一般社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本動画協会、株式会社日本国際映画著作権協会、協同組合日本脚本家連盟、公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本美術著作権連合・一般社団法人日本美術家連盟、公益社団法人日本漫画家協会、全国芸能従事者労災保険センター

4. 議事

- (1) 関係団体からのヒアリングについて
- (2) 自由討議
- (3) その他

5. 構成団体及び構成員からの主な意見

【ガイドライン（案）の記載について】

- ガイドラインの検討は、あくまで改正法を前提とするものだと思うので、改正法の趣旨と整合しない意見についてはガイドラインに取り込むというのは難しいと思う。
- ガイドラインは、条文の通常の解釈を前提として策定するものであるから、現状は、国会審議等を踏まえて考えられる範囲とすることが当然であって、それを超えて踏み込んだり、制限的になったりするのは、矛盾する。
- クリエイターについては、「クリエイターを含む権利者」という表現にしていただくのが良いのではないか。
- 放送番組については、報道番組に限らず、バラエティ一番組等でも様々な著作物を利用しており、利用の形態も様々であるので、許諾推定規定の利用場面の限定は避けいただきたいと考えている。
- 事前に配信を含む具体的な契約を締結できないまま同時配信を行った場合、事後的に同時配信の契約を追加することを基本とする旨、具体的にガイドラインに書いていただきたい。記載する場所としては、P3の対価の支払いを伴う部分の前後に入れていただくのが適切ではないか。
- 製作委員会の中で様々な事項について決定しているということ自体は、今回の許諾推定規定とはあまり関係のない話だと思う。条文上、類型的に除くということにはなっていないため、P2の例示で並べて書けるかどうかは実態次第。

- 許諾推定規定の範囲についての解釈は、本ガイドラインに盛り込んでいただきたい。具体的には、推定の範囲に支払いまで含まれるのか、それとも同時配信することのみを推定して、事後に支払いが行われるのか、推定の範囲の中に支払い部分までが含まれるのか、含まれないのかはガイドラインで明記していただきたい。
- 許諾推定規定はあくまで許諾の推定であり、対価支払いの推定までは含んでいないということだと理解した。許諾推定規定が適用になった場合に、事後に対価の追加支払いをきちんとやっていただくということを、ガイドラインに入れ込んでいただきたい。

【許諾推定規定に関する全般的なことについて】

- 同時配信等での著作物等の使用に当たっての対価については、放送とは別に、収益に応じて権利者の皆様に正当な対価を支払いできるよう、丁寧に話し合いを進めていく。
- 特に、団体に属していない若い世代や権利に対してそれほど精通していない方をどうやって救っていくかについて、共通理解があっても良いのではないか。
- 組織に属していない方たちをボランタリーな、データベースのような形に登録をしていけるようなインセンティブとシステムが必要だと思う。
- 根本的なこととして、いわゆるアウトサイダーと言われている方たちも、決して趣味でコンテンツを作っているわけではなく、生活がかかっているという点はご理解をいただきたい。その中で、自分の意思を持って、自分の作品をデータベースに登録するということが大事だと思う。

【第3回】

1. 日 時：令和3年7月9日（金）10時00分～10時25分

2. 場 所：WEB会議

3. 出席者

- 構成団体

【放送事業者関係】

日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者関係】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本ネットクリエイター協会、協同組合日本俳優連合

○構成員

内山構成員、奥畠構成員、河野構成員、菅構成員、前田構成員

○事務局

文化庁 中原審議官、小倉著作権課課長補佐、伊藤著作権課専門官

総務省 井田情報通信作品振興課長、市川情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) ガイドライン（案）について
- (2) その他

5. 構成団体及び構成員からの主な意見

【ガイドライン（案）の記載について】

- 多数の権利の束である映画著作物に関しては、事前に放送事業者と綿密な契約を締結することにより放送・配信の利用条件が設定されるべきであり、本検討会の対象にすることはなじまないと考える。
- 放送事業者が同時配信等を含んだ使用料を払っていない場合に、それを権利者が把握して証明する必要があるというのは、なかなかハードルが高い。万が一、配信分の対価の支払いが漏れていた場合に、放送事業者がそれを把握したときには、速やかに追加の支払いを行う旨、ガイドラインに記載していただきたい。
- 放送のための固定物等による放送について、現行法では、放送事業者は相当な額の報酬を実演家に支払わなければならぬとされており、その報酬は放送の経費として見込まれなければならないものだと考えている。配信についても、権利者との協議によって料率を設定すべきであり、基本的に利益が出たら払うという性質のものではないということを確認しておきたい。
- 実演家団体は著作権法を理解しているが、多くの実演家は、自分は権利者であると思っていても、権利のありようについては理解できていないように感じる。著作権は、一般の実演家には理解が難しいつくりになっており、周知が十分ではないを感じている。許諾推定規定に関しても、多くの実演家の理解が得られるよう、実演家に対する周知策を具体的に講じるべき。

【第4回】

1. 日 時：令和3年8月25日（水）10時00分～10時20分

2. 場 所：W E B会議

3. 出席者

○構成団体

【放送事業者関係】

日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者関係】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本ネットクリエイター協会、協同組合日本俳優連合

○構成員

内山構成員、奥邸構成員、河野構成員、菅構成員、前田構成員

○事務局

文化庁 中原審議官、吉田著作権課長、小倉著作権課課長補佐、伊藤著作権課専門官
総務省 井田情報通信作品振興課長、林田情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) ガイドライン（案）について
- (2) その他

5. 議事要旨

ガイドライン（案）について、構成団体及び構成員から異論はなく、本案をもって「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」として取りまとめられた。

（以上）